



発行 新潟県

第74号

令和5年9月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

訓 令

- 14 新潟県行政文書管理規程の一部改正(法務文書課)
- 15 新潟県ICカード管理規程(法務文書課)

告 示

- 1016 軽油引取税免税証の亡失届(税務課)
- 1017 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(財政課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 公聴会の開催(都市政策課)

企業局管理規程

- 9 新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

企業局訓令

- 3 新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正(企業局総務課)
- 4 新潟県企業局ICカード管理規程(企業局総務課)

人事委員会公告

- 令和5年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度:追加募集)の実施(人事委員会事務局総務課)

雑 報

- プロポーザルの実施(大学・私学振興課)

訓 令

◎新潟県訓令第14号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印及び電子署名並びに契印)</p> <p><b>第34条</b> 施行する文書は、次に掲げるものを除き、<u>公印又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を省略するものとする。</u></p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書<u>又は電子署名を行うこととされている文書</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき<u>又は電子署名を行うべき特別の事情があると認められる文書</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(整理及び保存の方法)</p> <p><b>第41条</b> 電子行政文書の整理及び保存は、公文書管理システムにより行うものとする。<u>ただし、電子行政文書のうち別に定めるものの整理及び保存は、別に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(公印及び契印)</p> <p><b>第34条</b> 施行する文書は、次に掲げるものを除き、公印を省略するものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき特別の事情があると認められる文書</p> <p>2 (略)</p> <p>(整理及び保存の方法)</p> <p><b>第41条</b> 電子行政文書の整理及び保存は、公文書管理システムにより行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

## ◎新潟県訓令第15号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県 I C カード管理規程を次のように定め、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県 I C カード管理規程

(趣旨)

**第1条** 知事の事務部局における電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行うための I C カード(以下「カード」という。)の管理及び使用については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(カードの種類)

**第2条** カードの種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事の電子署名を行うためのもの
- (2) 本庁の課長の電子署名を行うためのもの
- (3) 地域機関の長の電子署名を行うためのもの

2 前項に掲げるもののほか、必要なカードを置くことができる。

(カードの管理)

**第3条** カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カードの管守 法務文書課長
- (2) カードの発行、再発行、更新及び失効 ICT推進課長

2 カードの管守は、次の表の左欄に掲げるカードについてそれぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が行うものとする。

知事の電子署名を行うためのカード	本庁の課長及び地域機関の長
本庁の課長の電子署名を行うためのカード	当該本庁の課長
地域機関の長の電子署名を行うためのカード	当該地域機関の長
その他の電子署名を行うためのカード	当該電子署名を行うためのカードを管理する職にある者

(カードの発行等)

**第4条** 管理者は、カードの発行、再発行又は更新を受けようとするときは、別に定めるところにより、ICT推進課長に申請するものとする。

(カードの失効)

**第5条** 管理者は、カードを失効させようとするときは、別に定めるところにより、ICT推進課長に申請しなければならない。

(カードの事故に関する報告)

**第6条** 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに法務文書課長及びICT推進課長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、管理者は、前条の規定によりカードの失効を申請しなければならない。

(管守の方法)

**第7条** 管理者は、あらかじめ職員のうちから、カードの管守を担当する職員を定めておかななければならない。

- 2 カードは、錠をつけた容器に納めて管守しなければならない。
- 3 P I N (カードを使用する際の暗証番号をいう。)は、カードとは別に管守しなければならない。
- 4 カードは、特に管理者の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出すことができない。

(カードの使用)

**第8条** カードは、公文書以外に使用することができない。

2 カードを使用するときは、カードの管守を担当する職員の審査を受けなければならない。

附 則

この訓令の施行の際現に発行されているカードは、この訓令第4条の規定により発行されたカードとみなす。

告 示

## ◎新潟県告示第1016号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
200 リットル	N12376862	1	上越市浦川原区飯室1971 有限会社 はばのや給油所

## ◎新潟県告示第1017号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、妙高市の一部を受益地域とする県営柳井田地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和5年9月27日から令和5年10月25日まで

## 3 縦覧に供する場所

妙高市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## 公 告

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 調達件名及び数量

新潟県予算編成システム用サーバ機器等の借上げ 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務部財政課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
令和5年9月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
FLCS株式会社 新潟営業所  
新潟県新潟市中央区天神1丁目1
- 5 落札価格  
68,595,868円
- 6 契約方式  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和5年8月8日
- 8 落札方式  
最低価格

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 クスリのアオキ能生店・コメリハードアンドグリーン能生店  
所在地 糸魚川市大字能生1887番地1  
設置者 株式会社クスリのアオキ 他1者
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（廃棄物等保管施設の位置、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場を利用することができる時間帯、荷さばきを行うことができる時間帯）に関する届出  
公告日 令和5年5月2日
- 3 意見の概要
  - (1) 糸魚川市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
届出上の荷さばきを行うことができる時間帯以外の時間に荷さばきが行われることが常態化しており、深夜や未明の時間帯での荷さばきはやめていただきたい。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和5年9月26日から令和5年10月26日まで

---

#### 説明会・公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南魚沼都市計画道路の変更の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和5年9月26日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角英世

- 1 素案の概要  
別紙「南魚沼都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
  - 2 説明会
-

(1) 説明会の日時  
令和5年9月26日(火) 午後7時から

(2) 説明会の開催場所  
南魚沼市役所大和庁舎 3階 大会議室 (南魚沼市浦佐1188番地2)

### 3 公聴会

(1) 公聴会の日時  
令和5年10月26日(木) 午後7時から

(2) 公聴会の開催場所  
南魚沼市役所大和庁舎 3階 大会議室 (南魚沼市浦佐1188番地2)

(3) 素案の縦覧

新潟県南魚沼地域振興局地域整備部、南魚沼市建設部都市計画課、大和市民センター、塩沢市民センターにおいて、令和5年9月26日(火)から令和5年10月6日(金)まで縦覧に供する。

(4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
南魚沼市の住民及び利害関係人

(5) 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び南魚沼市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

(6) 公述申出期限

令和5年10月6日(金)(当日消印有効)

(7) 公述申出先

- ① 南魚沼市六日町960 (〒949-6680)  
新潟県南魚沼地域振興局地域整備部  
電話 025-772-3975
- ② 南魚沼市六日町180-1 (〒949-6696)  
南魚沼市建設部都市計画課  
電話 025-773-6662
- ③ 南魚沼市浦佐1188番地2 (〒949-7392)  
大和市民センター  
電話 025-777-3111
- ④ 南魚沼市塩沢1370番地1 (〒949-6492)  
塩沢市民センター  
電話 025-782-0250

(8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人(最大10名)を決定する。

(9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

(10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。

(11) 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

(12) その他

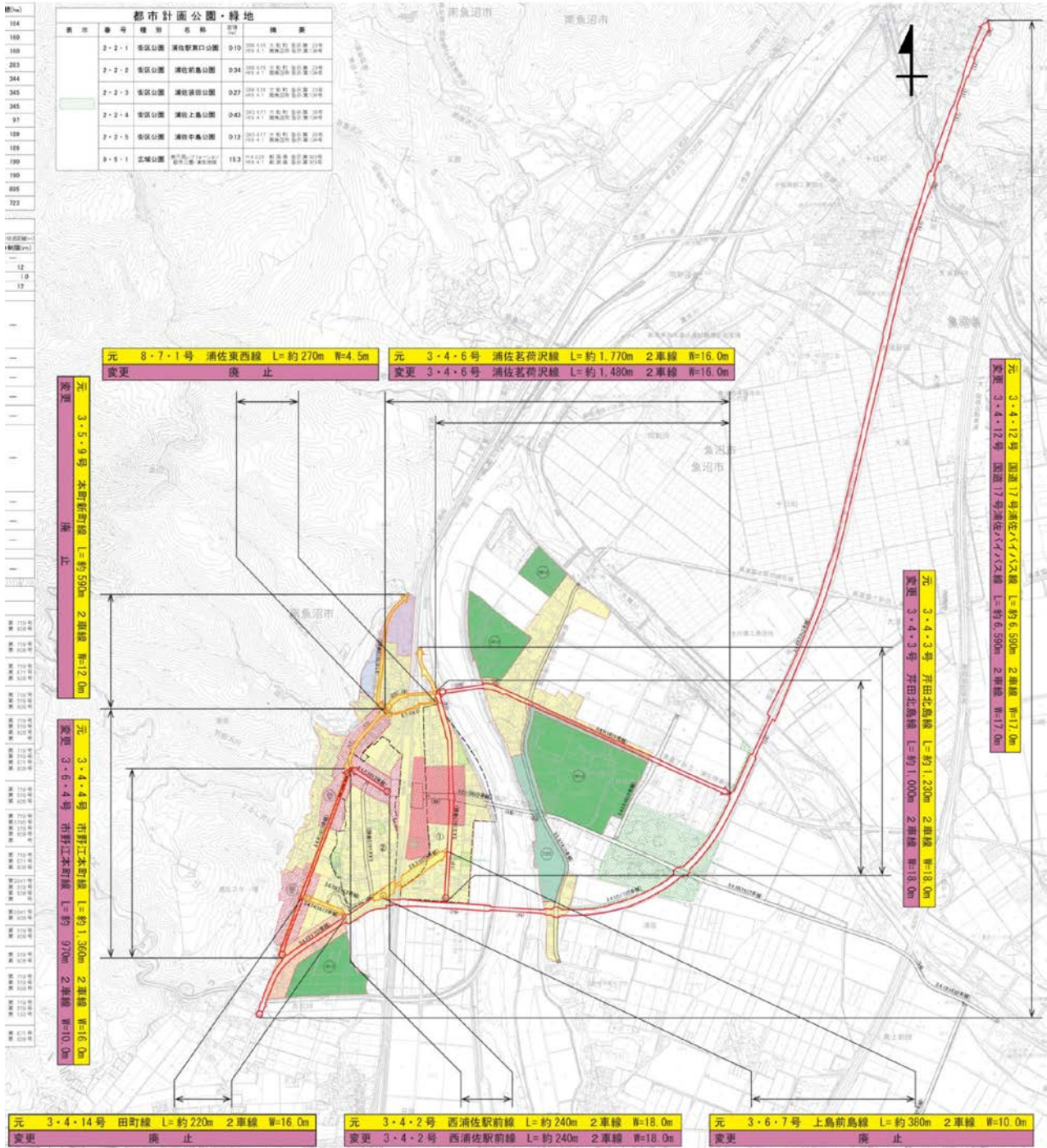
関連する南魚沼市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

### 4 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)  
新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

### 南魚沼都市計画道路の変更（新潟県決定）



### 企業局管理規程



新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月26日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

新潟県企業局行政文書管理規程（令和2年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印及び電子署名並びに契印)</p> <p><b>第32条</b> 施行する文書は、次に掲げるものを除き、<u>公印又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を省略するものとする。</u></p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書又は電子署名を行うこととされている文書</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき<u>又は電子署名を行うべき</u>特別の事情があると認められる文書</p> <p>2 (略)</p> <p>(整理及び保存の方法)</p> <p><b>第39条</b> 電子行政文書の整理及び保存は、公文書管理システムにより行うものとする。<u>ただし、電子行政文書のうち別に定めるものの整理及び保存は、別に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(公印及び契印)</p> <p><b>第32条</b> 施行する文書は、次に掲げるものを除き、公印を省略するものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき特別の事情があると認められる文書</p> <p>2 (略)</p> <p>(整理及び保存の方法)</p> <p><b>第39条</b> 電子行政文書の整理及び保存は、公文書管理システムにより行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第3号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月26日

新潟県企業管理者 榊 澤 尚

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第77号様式（第172条関係）</b> 工事請負契約書</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記の条件以外は、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。<u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>第77号様式（第172条関係）</b> 工事請負契約書</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記の条件以外は、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第78号様式（第172条関係）</b> 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>1～4 （略） 上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。<u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>第78号様式（第172条関係）</b> 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>1～4 （略） 上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>

附 則

- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## ◎新潟県企業局訓令第4号

本 庁  
事 業 所

新潟県企業局 I C カード管理規程を次のように定め、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月26日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局 I C カード管理規程

(趣旨)

**第1条** 新潟県企業局における電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行うための I C カード(以下「カード」という。)の管理及び使用については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(カードの種類)

**第2条** カードの種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新潟県企業管理者の電子署名を行うためのもの
- (2) 本庁の課長の電子署名を行うためのもの
- (3) 事業所の長の電子署名を行うためのもの

2 前項に掲げるもののほか、必要なカードを置くことができる。

(カードの管理)

**第3条** カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カードの管守 法務文書課長
- (2) カードの発行、再発行、更新及び失効 ICT推進課長

2 カードの管守は、次の表の左欄に掲げるカードについてそれぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が行うものとする。

新潟県企業管理者の電子署名を行うためのカード	本庁の課長
本庁の課長の電子署名を行うためのカード	当該本庁の課長
事業所の長の電子署名を行うためのカード	当該事業所の長
その他の電子署名を行うためのカード	当該電子署名を行うためのカードを管理する職にある者

(カードの発行等)

**第4条** 管理者は、カードの発行、再発行又は更新を受けようとするときは、別に定めるところにより、ICT推進課長に申請するものとする。

(カードの失効)

**第5条** 管理者は、カードを失効させようとするときは、別に定めるところにより、ICT推進課長に申請しなければならない。

(カードの事故に関する報告)

**第6条** 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに法務文書課長及びICT推進課長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、管理者は、前条の規定によりカードの失効を申請しなければならない。

(管守の方法)

**第7条** 管理者は、あらかじめ職員のうちから、カードの管守を担当する職員を定めておかななければならない。

- 2 カードは、錠をつけた容器に納めて管守しなければならない。
- 3 P I N (カードを使用する際の暗証番号をいう。)は、カードとは別に管守しなければならない。
- 4 カードは、特に管理者の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出すことができない。

(カードの使用)

**第8条** カードは、公文書以外に使用することができない。

2 カードを使用するときは、カードの管守を担当する職員の審査を受けなければならない。

附 則

この訓令の施行の際現に発行されているカードは、この訓令第4条の規定により発行されたカードとみなす。

令和5年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集）を行う。

令和5年9月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
福祉行政	5人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	10人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	6人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全、試験研究等の業務に従事します。
農業	7人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は病院局、教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
電気	2人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
農芸化学 (食品・環境衛生)	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、食品衛生及び環境衛生に係る監視・指導、立入調査、試験検査などの業務に従事します。
薬剤師 (行政)	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。

○採用予定人員については、変更になることがある。

○受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

イ 平成14年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次の試験職種については、資格要件がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和6年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した人又は令和6年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの人（教養課程のみの心理学履修者は除く。）
農芸化学 (食品・環境衛生)	食品衛生監視員の任用資格を有する人又は令和6年3月31日までに資格取得見込みの人
薬剤師(行政)	薬剤師の免許取得者又は令和6年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 第1次試験

(1) 方法

ア 総合土木及び林業以外の職種

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験（択一式）により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験（択一式）により行う。また、適性検査、論文試験を行う。論文試験は、第2次試験として評価する。

イ 総合土木及び林業

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI3（能力検査のみ）を行う。

また、第2次試験の参考とするため、適性検査を行うとともに、専門性確認シートを提出させる。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
令和5年11月5日（日）	午前8時30分から午前8時45分まで	新潟県庁 （新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 発表

令和5年11月16日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載する。

併せて、第2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

4 第2次試験

(1) 方法

面接試験（集団討論面接及び個別面接）を行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	試験場
11月28日（火）から12月5日（火）(予定)のうち 第1次試験合格者発表時に指定する日	新潟県庁 （新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 発表

令和5年12月14日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

(1) 総合土木及び林業以外の職種

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 （基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

(2) 総合土木及び林業

区分	種目	配点	基準
第1次試験	S P I 3 (能力検査のみ)	100点	受験者全体の成績状況により決定
第2次試験	面接試験	130点	50点以上

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者から各職種の欠員の状況に応じて、採用を決定する。
- (2) 採用は、原則として令和6年4月1日である。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

令和5年度新規学校卒業者の初任給は、191,700円（福祉職は197,700円）（地域手当を含む。）となる。  
 なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) からダウンロードすることができる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験（追加募集）請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

原則として、新潟県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>) から電子申請で申し込むこと。（なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、10月6日（金）午後5時15分までに人事委員会事務局総務課 任用係（025-280-5538）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・令和5年9月26日（火）から10月19日（木）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、10月19日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

雑 報

**プロポーザルの実施について（公告）**

公立大学法人新潟県立大学 大学案内2025制作業務の受託者を決定するため、次のとおりプロポーザルを行う。  
 令和5年9月26日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 提案を公募する業務の概要

(1) 業務名

公立大学法人新潟県立大学 大学案内2025制作業務

(2) 業務内容の仕様等

公募要領等による。

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から令和6年6月28日（金）まで。

(4) 見積限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事務局

新潟県立大学 総務財務部 企画広報課（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 応募資格要件

本企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（被保佐人、被補助人及び未成年者が必要

な同意を得ている場合を除く。)でないこと。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規程による更生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規程による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規程に基づく再生手続き開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 次の事項に該当すると認められる場合で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
  - カ ア～オのいずれかの事項に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (5) (4)のア～カのいずれかの項目に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 過去5年間(平成30年4月1日から公告日までの間)に、国、地方公共団体又は国立大学法人法に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人の発注に係る印刷物制作業務(冊子・チラシ制作等)の請負契約を締結し、これらを誠実に履行完了した者であること。
- (8) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができること。

### 3 公募要領等の配布・受付(参加表明書等の提出)

#### (1) 公募要領等の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

令和5年9月26日(火)午前8時30分から10月16日(月)午後5時15分まで。

##### イ 配布場所

1(5)と同じ。

#### (2) 受付(参加表明書等の提出)

本企画提案に応募する者は、下記の期間に「参加表明書」を提出すること。

##### ア 受付期間

令和5年10月16日(月)午後5時15分まで。

##### イ 受付場所

1(5)と同じ。

##### ウ 提出方法

事務局へ直接持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで)又は、郵送(書留に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。締切時刻以降の受付は行わない。

### 4 応募書類の提出

事務局へ直接持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで)又は、郵送(書留に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。持参の場合は、持参する日の前日までに連絡すること。締切時刻以降の受付は行わない。

#### (1) 受付期間

令和5年10月24日(火)午後5時15分まで。

#### (2) 提出先

1(5)と同じ。

#### (3) 提出書類及び提出部数

公募要領等による。

#### (4) 形式

公募要領等による。

#### (5) 記載内容

公募要領等による。

5 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時：令和5年10月31日(火)
- (2) 場 所：新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)
- (3) 内 容：公募要領等による。

6 審 査

公募要領等による。

7 契約に関する事項

公募要領等による。

8 その他の留意事項

公募要領等による。